用・標準負担額減額認定証 ○限度額適用認定証と限度額適

認定証の有効期限は7月31日ま と限度額適用・標準負担額減額 でとなっています。 するための、限度額適用認定証 入院時の病院窓口負担を軽減

> お問い合わせください。 される方は住民課国保年金班へ いますので、新たに申請を希望 ※認定証の対象とならない方も

が必要な方は7月中に申請して で、8月以降も引き続き認定証 自動更新ではありませんの

くださるようお願いします。

申請に必要なもの

②現在交付されている認定証

①印鑑

玉 民年金保険料 免除・猶予制度があります

ことが困難な場合は、本人の申請により保険料の納付が 所得の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納付する (一部納付)」、または「猶予」される制度があります。 免免

①免除(全額免除・一部納付) ○免除・猶予制度の種類 本人・配偶者・世帯主の前年 付が猶予されます。 ③学生納付特例申請 定額以下の場合、 学生の方で本人の前年所得が

申請

② 印鑑 ①年金手帳 申請に必要なもの

または一部免

除されます。 料の納付が全額、 所得が一定額以下の場合、保険

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶

票(退職による申請の方) ④雇用保険受給資格者証. 町内に転入された方) ③所得証明書(1月2日以降に 離職

⑤学生証の写し(学生のみ)

合、保険料の納付が猶予されます。 者の前年所得が一定額以下の場

保険料の納

国民健康保険税が改正されま

- ◎医療給付費分、後期高齢者(長寿医療制度)支援金分、介護納付金分の資産割率の賦課を廃止し ました。
- ◎基準を満たす低所得世帯の軽減割合を7割軽減・5割軽減・2割軽減に拡充しました。
- ◎地方税法施行令の改正により、介護納付金分の賦課限度額を10万円に引き上げました。

平成21年度国保税の税率及び税額

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率		7.00 %	1.50%	1.50%
資産割率		廃 止	廃 止	廃 止
均等割額 (一人当り)		20,000 円	9,000円	9,000 円
	2割軽減世帯	△ 4,000円	△1,800 円	△1,800 円
	5割軽減世帯	△10,000 円	△4,500 円	△4,500 円
	7割軽減世帯	△14,000 円	△6,300 円	△6,300 円
平等割額(世帯当り)		25,000円	6,000円	6,000円
	2割軽減世帯	△ 5,000円	△1,200 円	△1,200 円
	5割軽減世帯	△12,500 円	△3,000 円	△3,000 円
	7割軽減世帯	△17,500 円	△4,200 円	△4,200 円
賦課限度額		470,000 円	120,000円	100,000 円

- ○40歳未満の方は、医療給付費分と後期高齢者支援金分が課税されます。
- ○40~64歳の方は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分が課税されます。
- ○65~74歳の方は、医療給付費分と後期高齢者支援金分が課税されます。

国保税は、町の国民健康保険を運営する貴重な財源です。

- 国保税の期限内納付にご協力をお願いします。
- ◆問い合わせ 税務課課税班 **☎**84−1212